

植物防疫法施行規則の一部を改正する省令
植物防疫法施行規則（昭和二十五年農林省令第七十三号）の一部を次のように改正する。
第十条第二項中「をいう。」の下に「第二十五条第四項において同じ。」を加える。
第十九条第三項中「をいう。」の下に「第二十一条第二項及び第二十二條第二項において同じ。」を加え、法第九条第四項の証明を通知する場合」を「第一項本文の証明書を通知する場合又は第一項ただし書若しくは前項の輸入認可証を交付する場合」に改める。
第二十一条第二項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。
2 電子情報処理組織を使用して前項の証明書を交付する場合には、第十九条第三項の規定を準用する。
第二十二條に次の一項を加える。
2 電子情報処理組織を使用して前項の廃棄又は消毒命令書を交付する場合には、第十九条第三項の規定を準用する。
第二十五條第一項中「を輸出しようとする者は、輸出の十日前まで（当該植物及びその容器包装の所在地で検査を受けようとする場合にあつては輸出の三十日前まで）」を「の検査を受けようとする者は、あらかじめ」に改め、同條に次の一項を加える。
4 電子情報処理組織を使用して第一項の検査申請書を提出しようとする者には、第十条第二項の規定を準用する。
第三十五條及び第三十五條の十中、第二十二條を「第二十二條第一項」に改める。
附 則
この省令は、平成二十年十月十二日から施行する。

○農林水産省令第六十六号
植物防疫法（昭和二十五年法律第百五十一号）を実施するため、植物防疫法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。
平成二十年十月十日
農林水産大臣 石破 茂